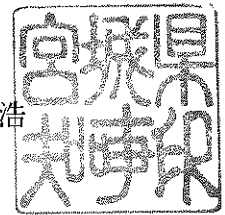


消 第 4 9 1 号
平成25年8月21日

審査請求人ら代理人 弁護士 青木 正芳 殿
 弁護士 草場 裕之 殿
 弁護士 小野寺 義象 殿
 弁護士 北見 淑之 殿
 弁護士 渡部 容子 殿
 弁護士 毛涯 梨恵 殿
 弁護士 高橋 芳代子 殿

審査庁 宮城県知事 村 井 嘉 浩



反論書の提出について（通知）

審査請求人が平成25年6月25日付けで提起した被災者生活再建支援金支給決定（全部）取消処分に係る審査請求について、処分庁代理人から平成25年8月14日付けで弁明書が提出されましたので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第22条第5項の規定により、その副本を送付します。

なお、弁明書の内容に反論がある場合は、同法第23条の規定により、平成25年9月24日までに総務部消防課あて反論書を提出願います。

担 当 総務部消防課管理調整班 電 話 0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 7 2
--

委 任 状

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番30号
サウスヒル永田町9階 東京平河法律事務所
(TEL) 03-3595-4160
(FAX) 03-3595-4170

弁護士 橋 本 勇
弁護士 松 坂 祐 輔
弁護士 羽 根 一 成
弁護士 橋 本 一 成

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

- 1 平成25年6月25日付けで提起された被災者生活再建支援金支給決定取消決定取消請求事件において処分庁としてなす一切の行為
- 1 和解、請求の認諾、復代理人の選任

平成25年8月6日

住所 東京都千代田区平河町2-6-3

氏名 財団法人都道府県会館

上記代表者理事長 山田 啓



審査請求人 佐藤 敬二 外45名
処分庁 財団法人道府県会館

弁 明 書

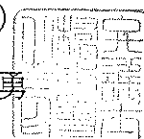
平成25年8月14日

宮 城 県 御 中

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番30号サウスヒル永田町9階

東京平河法律事務所 (送達場所)

処分庁代理人弁護士 橋本 勇



同 松坂 祐輔



同 羽根 一成



同 橋本 一成



TEL 03-3595-4160

FAX 03-3595-4170

平成25年7月19日付消第407号「弁明書の提出について (通知)」をもって通知のあった件について、次のとおり弁明する。

第1 審査請求の趣旨に対する答弁

本件請求を棄却する

との裁決を求める。

第2 審査請求の理由に対する認否

1 「(1) 当事者」について

(1) 「ア 審査請求人ら」について

第1段落は認める。

第2段落は否認する。

(2) 「イ 処分庁」について

概ね認める。

2 「(2) 本件行政処分」について

(1) 「ア 本件先行処分」について

概ね認める。

(2) 「イ 本件処分」について

概ね認める。

3 「(3) 本件処分の違法・不当性」について

(1) 「ア 事実経過」について

第1段落のうち、本件建物について平成23年5月27日付で「一部損壊」のり災証明書が発行されたことは認め、その余は否認する。

第2～5段落は、概ね認める。

(2) 「イ 本件処分の違法・不当性」について

いずれも争う。

第3 本件処分が適法であること

1 り災証明書について

処分庁が行う支援金の支給は、被災者生活再建支援法第2条第2号に定める被災世帯に対するものであって、支援金の支給の申請者が同号の被災世帯に該当するか否かは、申請書に添付される「当該世帯が被災世帯であることを証する書面」（同法施行令第4条第1項）、すなわち市町村が発行するり災証明書によって判断される。

本件においては、請求人らが主張するとおり、請求人らによる支援金の支給の申請には、仙台市が平成23年8月23日付けで再発行したり災証明書が添付されており、処分庁は、そこにおける「大規模半壊」との認定を前提として、支援金の支給を決定したものであるが、その後、平成24年2月10日付けでり災証明書が再々発行され、そこでは請求人らの建物は「一部損壊」であるとされていた。なお、仙台市は、平成23年5月27日付けで「一部損壊」のり災証明書を発行しており、上記の同年8月23日付けのり災証明書は、請求人らの再調査要請に基づく調査によるものであり、同24年2月10日付けのものは、その後の仙台市の職権による調査に基づくものであることは、請求人の主張のとおりである。

2 本件処分

処分庁において本件建物が「大規模半壊」であると判断したのは、請求人らが提出した申請書に添付されていた（再発行された）り災証明書にその旨の記載があったことによるものであるところ、その後再々発行されたり災証明書によって、当初添付されたり災証明書の証明内容に誤りがあったとことが判明した（この判断を覆す「当該世帯が被災世帯であることを証する書面」は提出されていない。）ことによって、処分庁の本件建物が「大規模半壊」であ

るとの判断は誤っており、処分庁が行った本件建物が「大規模半壊」であることを前提とする支援金の支給決定は根拠のない違法なものであることが明らかになったので、処分庁は、請求人らに対する支援金の支給決定を取り消す旨の処分（本件処分）を行ったものである。

3 本件処分の適法性

(1) 総論

ア 違法な行政処分は取り消されるのが原則であること

我が国における行政の基本は法治主義であり、全ての行政活動は法令に適合していなければならない。このことについて、地方自治法第2条第16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」とし、同条第17項は「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」としているところ、本件支援金の支給は本来都道府県の事務であるから、それを財団が受託して行う場合についても、これらの規定が適用又は準用されるものと解される。

また、そもそも違法な状態の継続することを放置することが公益に反することは明らかであるから、このような明文の規定の有無にかかわらず、速やかにその状態の解消を図るべきことは当然のことである。

イ 違法な行政処分であっても取り消すことが出来ない場合（アの例外）

違法な行政処分は取り消されるのが原則であることは上記のとおりであるが、授益的行政処分の取消しについては、これにより不利益を受ける者が生ずることから、行政庁においては、自らその違法または不当を認めて処分を取り消す場合には、処分の取消しによって生ずる不利益と、取消しをしないことによってかかる処分に基づきすでに生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、当該処分を放置することが公共の福

社の要請に照らし著しく不当であると認められるときに限り、これを取り消すことができるとされている（最高裁昭和43年11月7日判決、民集22巻12号2421頁）。

以下では、上記を前提に、本件においては支援金の支給決定を取り消すべきものであることについて、具体的に述べる。

(2) 本件について具体的な検討

ア 本件支援金支給決定取消しの必要性について

(7) 支援金支給の目的の実現と制度の維持

支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するものであり、そのことによって、その生活の再建を支援することを直接の目的とするものである（被災者生活支援法（以下「支援法」という。）第1条）。

本件においては、生活基盤に著しい被害を受けた者として支援金の支給対象とされる者（支援法第3条第1項に規定する被災世帯の世帯主）に該当しない者に対して支援金が支給されているのであるから、それが支援法の明文の規定に反する違法なものであることは明らかである。この状態を放置するときは、相互扶助の観点から作られている支援金の制度について、相互不信が芽生え、正当に支援金の支給を受けた者に対する疑惑が生まれ、請求人らと同程度の被災者（特に本件建物は1団のマンション群のうちの1棟であって、このマンション群の中には他に「大規模半壊」とされた建物はない。）に不満が生じる等する結果、制度の存在意義まで問われることになりかねない。

したがって、請求人らに対して、支給決定を取消し、既に支給した支援金の返還を求めることは、違法な状態を解消するだけでなく、支援法

の目的を実現し、それを維持するためにも必要なことである。

(イ) 平等原則の確保

被災者支援においては、支援の平等性、すなわち同程度の被害を受けた者は同程度の支援を受けるべきことが強く要請される（憲法第14条第1項）。

したがって、法律の要件を欠くにもかかわらず一部の被災者に対し本来支給されえなかった支援金が支給されていることが判明した場合には、これを取消して返還を求めることは憲法上の要請であり、かつ、そうしなければ適正・適法な支援の下で生活再建のために力を尽くしている他の大多数の被災者（特に、支援法の要件に該当しないことから、支援金の受給をあきらめている多数の被災者）の理解と納得を得ることはできない。

(ウ) 公正な行政の確保

支援金の原資は、都道府県を通じて被災者を含めた国民が負担しているものであることから、違法な支給決定を取り消し、既に支給した支援金の返還を求めないとするならば、一部の被災者の利得分を他の被災者を含む国民が負担することになるが、これは極めて不当な結果であり、国民の行政に対する不信を増大させることになる。すなわち、この取消しを認めない場合には、大多数の国民の不信を買うことになるのである。

したがって、本件支援金の返還を求めることは、公正な行政を確保し、行政に対する国民の信頼の確保のために必要なものである。

(エ) 本件支援金支給決定取消しは贈与の撤回とは異なること

請求人らは、支援金支給決定が後日覆されることは予定されておらず、

これは、民法550条ただし書において履行の終わった部分についての贈与の撤回が認められていないのと同様であると主張する。

しかし、民法550条ただし書は、書面によらない贈与は各当事者が何の理由もなくとも自由に撤回できること（民法550条本文）を前提として、履行の終わった部分についてはこの撤回を制限するものであるところ、本件支給決定は書面によらない贈与とは全く異なる。

すなわち、支援金は、被災世帯となった世帯の世帯主の申請に基づいて、法定の額が支給されるものであり（支援法第3条）、給付決定の撤回権などそもそも存在しない。しかも、民法550条ただし書が規定するのは「撤回」、すなわち贈与するとの意思表示に瑕疵が存しない場合にその意思表示の効力を失わせることであるのに対し、本件処分は、支給決定の処分（意思表示）に瑕疵があったことを理由とする「取り消し」であるから、民法550条但し書とは全く無縁のものである。請求人らのこの主張は、行政法の基本を理解しないものと言わざるを得ない。

(オ) 簡易・迅速な運用においても公益が優先されるべきこと

また、請求人らは、「支援金の適正な支給という公益が、審査請求人ら被災者の生活の安定や被災者生活再建支援制度の簡易・迅速な運用に優先することがあり得ず」と主張するが、支援金は税金を原資として法律に基づき支給されるものであることからすれば、これが法律の要件を満たさないことが判明した場合には、制度目的の維持・平等原則の確保・公正な行政の確保の諸点から取り消される必要性が大きいことは前記(ア)～(ウ)でも述べたとおりである。簡易・迅速な手続きによる支給が求められるということは、あくまでも法律上の資格を有する者に対してのことであり、その資格を有しない者に対してまで支給すべきことを意味しない。すなわち、簡易・迅速な運用は、支援金が適正に支給される

ことを前提とするものであり、支給に誤りが発見されたときに、簡易・迅速な運用であることを理由として、それを放置するならば、制度そのものに対する信頼が失われることになる。

イ 受給者の既得権について

法律の要件を満たさないにもかかわらず被災者が受給した支援金は、本来得られるはずのないものであるから、これを保持する利益が大きいとはいえない。法律上の原因がないにもかかわらず、他人から金銭を取得したときは、その金銭を費消したか否かを問わず、当該他人の損失によって利益を受けたものとみなされるのであり（大審院明治35年10月14日判決民録8巻9号73頁）、それを保持する正当な理由がない限り、当該他人に返還されなければならない（民法第703条参照）。

この点、請求人らは、本件取消処分により、事後的に本件先行処分が不利益に変更されると、請求人らは、新たな経済的負担を求められることとなり、震災からの復旧途上にある生活に支障をきたすと主張する。

確かに、支援金の支給決定が、住居の修理費用等の支出の契機となったことまでは否定できないが、その支出が不要であったわけではなく、それにより請求人の生活の支障の除去や財産価値の上昇といった効果を生じさせていることは疑いのないところである。

したがって、請求人らが、財産的な利益を享受していることを無視して、過去の受益分の返還を新たな経済的負担であるとして、そのことのみを主張することは失当である。

また、住民の生活安定に支障をきたすという点については、支援金の返還を求められた請求人らに経済的な影響が出ることもあるとしても、それが生活の安定に支障をきたす程度のものかどうかは個別の事情によるのであって、全ての場合に該当するわけではない。現に、処分庁は、返還に応

じる住民との間では、そうした個別の事情を聴いて、返済方法等についての相談に応じているところである。

また、この点に関して、請求人らが引用する内閣府の見解は、請求人らは支援金を前提とした出費等の計画を立てる又はそれを支出する等しており、これにより法関係その他の様々な諸関係や諸事実が形成されているので、交付決定を取り消し返還請求を行えば住民の生活安定に支障をきたし、住民との間で制度への信頼性が損なわれることとなり、相手方やその利害関係人に生じている利益や信頼が損なわれるとする（甲A18号証別紙4頁18～24行目）。

内閣府のいう「法関係その他の様々な諸関係や諸事実」がどのようなことを想定しているのかは不明であるが、本件においては現金が支給されたのみであり、本件交付決定（支援金の支給）を前提として形成される法律関係は何もないのであるから（受給者が当該支給された金銭で何かを購入したとしても、それはその購入の資金とされるべき受給者の他の財産の減少がなかったというだけのことであって、ここでいう法律関係ではない。）、請求人らの相手方やその利害関係人に生じている利益や信頼なるものの存在自体が疑問である。内閣府が引用する判例で問題とされているのは、許可によって利害の反する当事者を拘束する法律状態が形成される場合（昭和28年9月4日判決）や農地の売買という法律効果が生じている場合（昭和33年9月9日判決）であり、農地の所有権移転登記を経由したものの引き渡しが未了である場合（昭和43年11月7日判決）については、職権取消しが適法とされているのである。請求人らが現金の支給を受け、それによって何らかの利益を受けた相手方や利害関係人がいたとしても、それは事実上の関係にすぎず、本件支給決定が取り消され、既に支給された支援金の返還が求められたとしても、それらの者の法律上の地位や利益に影響が及ぶことはあり得ない。

さらに、上記見解は、「住民」との間に制度への信頼性が損なわれるというが、ここでいう「住民」の意味は不明である。請求人ら以外の一般の住民は、支援金の制度が適法に運営されることを期待しているのであって、支給要件に合致しない者に支給した支援金の返還を求めることを支持することはあっても、その故に制度を信頼しなくなるなどということは考えられない。

なお、ここで、「今回の事案については、交付決定の取消し及び支援金の返還請求を行うことは困難であると考えられる。」（この趣旨が取消し及び返還請求をすることが不適法であるとするものであるか否かは不明確である。）とする内閣府の見解（甲A18号証別紙5頁10～11行目）についても、念のため付言する。

内閣府は、本件交付決定に関し処分庁に宛てた文書の中で、「本補助金の交付の対象は、支援法に基づいて支援金の支給を行うことであり、支援法第2条に定める被災世帯ではない世帯の世帯主に支給したものについては、支援法に基づく支援金とは認められない」ので、本件支援金に要する経費は国庫補助の対象とならないとする（乙1号証「2. 国から都道府県会館への補助金の扱い」の項参照）。

しかし、行政処分は、たとえ違法であったとしても、権限ある機関によって取り消されるまでは有効なものとして扱われる（行政処分の公定力）のであるから、仮に本件支給決定が取り消すことのできないものであるとすれば、それは国庫補助金の取扱いにおいても本件支給決定を有効として扱うべきものであり、内閣府のこれらの「見解」に示された国の考え方には矛盾がある。

すなわち、内閣府の「見解」は、甲A18号証及び乙1号証を通覧すると、処分庁には本件処分を有効なものとして扱うことを求める一方で、自

らはこれを無効なものとして扱うとするものである。このような姿勢は、国の負担を不当に回避して地方自治体に全ての負担を押し付けようとするものとの批判を招かざるを得ないが、一方では、本件支給決定は取り消しえないとする考え方にいかに無理があるかを示しているものでもある。

ウ 被災者生活再建支援事業業務規程第11条～13条について

被災者生活再建支援事業業務規程（以下「業務規程」という。）は、支援業務の実施に関して定められるものであり（支援法第11条第1項）、その第11条は一定の事由に該当する場合の取消しについて、第12条はその場合の返還請求について、第13条は返還請求する場合の加算金及び延滞金について定めているが、これらの規定は3つの条項が一体として、第13条に定める効果を有する特殊な取消しについて定めるものであり、これらの規定の存在をもって、一般の法原則に従って支援金支給決定を取り消すことを禁止しているものと解することはできない。

実際、これまでも全壊との認定が半壊と変更されたり、大規模半壊との認定が半壊と変更された場合に、業務規程第11条によることなく、支給決定を取り消し、支援金の返還を求めたことがある。そして、これらの場合には、申請者に取消しの理由を説明し、その納得を得た上で、支援金の返還を求めているのであるが、たとえ取消権を有する場合であっても、それを一方的に行使することなく、相手方の同意を得る努力をするのは、行政として当然のことである。

(3) 小括

以上のように、本件においては、取消しをしないことによって本件処分に基づきすでに生じた効果をそのまま維持することの不利益は、本件処分の取消しによって生ずる不利益と比較して極めて大きいものであるから、

支援金の支給を取消してその返還を求めなければ公共の福祉の要請に照らし著しく不当な結果となる。

3 結論

以上縷々述べたところから明らかなように、本件においては、支給決定を取り消して既に支給した支援金の返還を求めることが、支援法の趣旨を実現するものであって、正義に適うものである。

以上